

○農林水産省告示第千八百七十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号（イヌラエル国産シヤムテ種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレイプフルーフ並びにスイータイの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成十年十二月十日から施行する。

平成十年十二月十日

農林水産大臣 中川 昭一

一 中「並びにスイータイ」を「、スイータイ並びにボメロ」に改め、五の付に次のように加える。

エ

ボメロについては、生果実の中心部が一・一度になつた後引き続き十五日間、一・五度以下で消毒すること。